

多摩美術大学ハラスメント防止規程

(目的)

第 一 条 この規程は、本学の建学の精神に則り、ハラスメント防止のための措置ならびにハラスメントが発生した場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 二 条 この規程は、本学における学生（科目等履修生、研究生及び交換留学を含む。）、教職員（嘱託職員、パートタイマーを含む。）及び本学が受け入れた研究者、学生の保護者並びに委託業者等本学の教育研究及び業務において関係を有する者（以下「構成員」という。）に適用する。

(責務)

第 三 条

2 本学は、ハラスメント防止のために必要な措置を講じなければならない。
ハラスメントに係る相談を受けた上長は、所管する範囲においてハラスメント防止について責任を負い、誠実かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。

(相談窓口の設置)

第 四 条 本学構成員によるハラスメントに係る苦情処理及び事案の当事者の救済、処分等の助言を行うために、相談窓口を設置する。

2 相談窓口の業務は、総務部総務課、学生部学生課、造形表現学部事務部で行う。

3 相談窓口において、当該事案の事実確認、救済措置等が困難であるときは、理事長・学長にその旨を報告し、第五条に定める委員会の招集を求めることができる。

4 相談窓口は、苦情の申し立てが第一条に規定する目的に照らし相当でないと認めるときは、申し立てを差し戻すことができる。

5 相談窓口の調整活動内容は、原則として非公開とする。

(委員会の設置)

第 五 条 前条第3項による紛争の調停等を行うため、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の招集)

第六 条 委員会は、ハラスメントに関する紛争の調停等を行うため、必要に応じ理事長・学長が招集する。

(構成)

第七 条 委員会は次に掲げる専任教職員の中から、必要に応じて理事長・学長が任命する委員をもって

構成する。なお、組織構成は性別に配慮し構成することに努める。

(1) 関係する学部長

(2) 学生部長、教務部長

(3) 学生部事務部(課)長及び造形表現学部事務部(課)長

(4) 総務部(課)長

(5) 学生相談員から若干名

2 委員会は、必要に応じて次に掲げる委員以外の者に出席を求めることができる。

(1) 医師、カウンセラー等の専門家

(2) 法律に関する専門家

(3) その他委員会が必要と認めた者

(審議事項)

第八 条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

(1) 苦情の処理及び事案の当事者の救済、処分等の助言に関する事項

(2) その他ハラスメントに関する事項

2 委員会は、苦情の申し立てが第一条に規定する目的に照らし相当でないと認めるときは、苦情

の申し立てを差し戻すことができる。

3 委員会の議事は、原則として非公開とする。

(ハラスメント行為に対する措置)

第九 条 ハラスメント行為に対する措置について、理事長・学長は、委員会または相談窓口(以下「委員会等」という。)の意見に基づき事案の当事者に対し学則、就業規則、その他諸規則に照らし

必要な措置を講じるものとする。

2 事案の当事者に対し指導・援助が必要なときは、適切な措置を講じるものとする。

(審議結果の通知)

第 十 条 委員会等は事案の審議が完了したときは、その結果を事案の当事者に通知する。

(当事者の義務)

第 十 一 条 委員会等の委員、事務担当者は誠実、公正をもって対応しなければならない。

2 委員会等の委員、事務担当者は、当事者の名誉やプライバシーの保護のため、職務上知り得たことを正当な理由なく他に漏洩し、または私事に利用してはならない。

3 ハラスメントに係る申し立て者、被申し立て者、証言を求められた第三者は次に掲げる行為をしてはならない。

一 事案に係る事実及び相談内容等を正当な理由なく他に漏洩すること

二 虚偽の申告または証言をすること

4 前項に違反があったと委員会等が認めるときは、委員会等は、適切な措置を取るとともに、事実関係について理事長・学長に報告する。

5 本義務違反に対する措置について、理事長・学長は、委員会等の意見に基づき当事者に対し必要な措置を講じるものとする。

(不利益取り扱いの禁止)

第 十 二 条 本学構成員は、ハラスメントに係る苦情の申し立て、当該苦情に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

(事務所管)

第 十 三 条 委員会等に関する事務は、総務部総務課が所管する。

(雑則)

第 十 四 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は関連諸規程に基づくものとする。

この規程は、平成十七年六月一日から施行する。
付 則